

参考事例

○特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言は、遺言書の記載から、その趣旨が遺贈であることが明らかであるか又は遺贈と解すべき特段の事情のない限り、当該遺産を当該相続人に単独で相続させるよう、遺産分割の方法を指定したものと解すべきであり、また、相続させる遺言があった場合には、当該遺言において相続による承継を当該相続人の意思表示にかからせたなどの特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、被相続人の死亡の時に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継されるとされた事例(最判平3・4・19判時1384・24)

参考となる判例を紹介しています。

書式

○特定財産承継遺言(相続させる遺言)の遺言公正証書

遺言公正証書
本公証人は、遺言者○○○○の嘱託により、令和○年○月○日、証人○○○○及び○○○○の立会いの下に、遺言者の口述を筆記してこの証書を作成する。
第1条 遺言者は、遺言者の有する次の不動産を、遺言者の長男○○○○(昭和○年○月○日生)に相続させる。
記
<不動産の表示(略)>
第2条 遺言者は、遺言者の有する次の預貯金を、遺言者の次男○○○○(昭和○年○月○日生)に相続させる。
(1) 金融機関 ゆうちょ銀行
記号番号 ○○○○
貯金種類 通常貯金
名義人 ○○○○
(2) 金融機関 ○○銀行(○○支店)
口座番号 ○○○○
預金種類 普通預金
名義人 ○○○○

業務上押さえておくべきポイントを簡潔に示しています。

裁判所への申立書式や、行政手続のための文書など、管理・承継の実務で必要となる書式を紹介しています。

管理・承継業務において個別に留意すべきケースを取り上げています。

第1編 第2章 相続財産管理人・遺言執行者・遺産管理人

【ケース】遺言執行者の訴訟の当事者適格

遺言執行者はどのような場合に訴訟の原告、被告になる(当事者適格を有する)のでしょうか。

解説

1 遺言執行者が遺言執行を遂行するために、遺言執行者が遺言執行を遂行するためにすべき行為が認められます。特定財産承継遺言(相続させる遺言)については、遺言執行者が遺言執行を遂行するためにすべき行為が認められます。特定財産承継遺言(相続させる遺言)については、遺言執行者が遺言執行を遂行するためにすべき行為が認められます。
例えば、遺贈の目的である不動産について、相続人又は第三者の無効な登記がある場合には、遺言執行者は、相続人又は第三者に対して、無効な登記の抹消登記手続請求訴訟を提起することができます(最判昭51・7・19判時839・69参照)。なお、特定財産承継遺言(相続させる旨の遺言)については最判平11・12・16判時1702・61参照。
また、遺産の目的である不動産について、相続人又は第三者が権原なく占有している場合には、遺言執行者は、相続人又は第三者に対して、明渡請求訴訟を提起することができます(東京地判昭51・5・28判時841・60)。

2 受遺者が遺言執行者に対して遺言執行を求める訴訟については、遺言執行者に被告適格が認められます。
例えば、受遺者が遺贈の目的である不動産につき所有権移転登記手続を求める場合、被告適格を有する者は遺言執行者に限られ、相続人はその適格を有しません(最判昭43・

第2編 第2章 建物、構築物、附属設備の管理・承継

○配偶者居住権・配偶者短期居住権付き建物の管理・承継

相続財産である建物に被相続人の配偶者が現に居住しており、配偶者が居住の継続を希望している場合、当該建物の管理・承継に当たってどのような点に注意すればよいのでしょうか。また、居住していたのが内縁の妻や後順位相続人の場合はどうなるのでしょうか。

相続財産の管理・承継業務において判断や対応に迷う場面を取り上げています。

チェックポイント

Table with 2 columns: Management (管理) and Inheritance (承継). Management section includes 4 points about spouse's rights and inheritance. Inheritance section includes 1 point about inheritance conditions.

第2編 第2章 建物、構築物、附属設備の管理・承継

Table with 2 columns: Management (管理) and Inheritance (承継). Management section includes 5 points about inheritance and management. Inheritance section includes 1 point about inheritance conditions.

チェックポイントに対応した業務上の留意点を解説しています。

解説

管理

1 配偶者短期居住権・配偶者居住権
配偶者が相続財産である建物に居住している場合、配偶者は、当該不動産での居住の継続を希望することが一般的です。特に配偶者が高齢である場合、住み慣れた居住環境での生活を継続するために居住権を保護する必要があります。また、その居住権を確保しつつ、その後の生活資金として、居住権以外の財産についても一定程度確保したいという希望を有する場合も多いため、その点についても相続財産の承継の際には配慮されるべきと考えられます。
そこで、相続法改正(平成30年法律72号による改正。令和2年4月1日施行)によ

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
●さしかえない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまいます。

相続財産 管理・承継の実務

編集 相続財産管理・承継実務研究会

代表 八 杖 友 一 (弁護士)
渥 美 央二郎 (弁護士)
五十畑 亜紀子 (弁護士)
山 田 さくら (弁護士)

相続財産の 散逸を防ぎ、 適切な承継を 実現するために!

- ◆ 相続財産の管理・承継の基本的な流れから財産別の留意点まで実務上のテーマを幅広く網羅
◆ 裁判所で運用されている遺産分割協議の「段階的進行モデル」を念頭に、適切な業務処理のポイントを書式を交えて解説
◆ 相続財産管理業務に精通した経験豊かな専門家による執筆



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁932頁
定価12,100円(本体11,000円) 送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許 第3400925号)

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト https://www.sn-hoki.co.jp/

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!



掲載内容

第1編 相続財産の管理・承継

第1章 相続開始と相続財産の管理・承継

【フロー図】

相続開始と相続財産の管理・承継

第1 相続財産承継の流れ

(1) 被相続人の調査と確定

- 被相続人の調査
- 相続人の調査
- 法務省「法定相続情報証明制度」
- 代襲相続
- 相続人が未成年・判断能力喪失・行方不明の場合
- 相続人が外国籍の場合
- 相続人の不存在・特別縁故者
- 相続放棄・限定承認がされた場合

(2) 遺言の調査

- 遺言の調査
- 遺言書の検認
- 複数の遺言

(3) 相続財産の範囲と確定

- 相続財産の範囲（相続財産に含まれないもの）
- 相続財産が外国に所在する場合

【ケース】

日本国籍を有する被相続人が外国にて録音による遺言をした場合の執行方法

- 相続財産目録の作成

(4) 相続分・遺留分の調査と確定

- 相続分

【ケース】

異なる順位での相続資格が重複する場合

- 特別受益者の相続分
- 寄与分・特別寄与料
- 遺留分の計算方法
- 遺留分の権利行使の方法

第2 承継されるまでの相続財産の管理

- 承継されるまでの相続財産の管理
- 相続財産に対する侵害行為への対応
- 承継されるまでの預貯金の使用
- 遺産の分割の禁止

第3 相続財産の承継（総論）

- 相続財産の承継
- 相続財産の承継手続の概要

- 遺産分割による承継

【ケース】

調停に代わる審判

- 特定財産承継遺言（相続させる遺言）による承継
- 清算型遺贈・清算型特定財産承継遺言（相続させる遺言）による承継
- 負担付遺贈・負担付特定財産承継遺言（相続させる遺言）による承継
- 期限・条件付遺贈、期限・条件付特定財産承継遺言（相続させる遺言）による承継
- 遺言信託（遺言による信託）による承継
- 二次相続が発生した場合の承継
- 訴訟手続・調停手続等の承継

第4 相続財産の管理・承継に関する税務

- 相続財産の承継に関する税務一般
- 未分割のままでの相続税申告
- 遺産分割において相続財産を換価する場合の税務
- 寄附した場合の税務
- 更正の請求・修正申告

第5 事業承継

- 事業承継のポイント（事前対策なし）
- 生前対策が採られている事業承継のポイント
- 遺留分に関する民法特例法の利用
- 遺留分の事前放棄手続
- 事業承継の税務（総論）
- 事業承継の税務（贈与税、相続税）

第2章 相続財産管理人・遺言執行者・遺産管理人

第1 相続財産の管理・承継を執行する者

- 相続財産管理業務の主体
- 相続財産承継業務と弁護士法

【ケース】

信託銀行が相続財産承継業務を行う場合

- 成年後見人等が行う死後事務と相続財産承継の関係

第2 相続財産管理人

- 相続財産管理人が選任される場合
- 遺言執行者と相続財産管理人との関係
- 不在者財産管理人

- 相続財産管理人の選任手続
- 相続財産管理人の権限と義務

【ケース】

相続財産管理人の税務申告の要否

- 相続財産管理人の財産管理における注意点

第3 遺言執行者

- 遺言執行者の選任
- 遺言執行者の就職不承諾、辞任、解任、死亡の場合
- 遺言執行者の権限と義務

【ケース】

遺言執行者の訴訟の当事者適格

- 遺言執行者が数人いる場合の遺言執行者の権限
- 遺言執行者の遺言執行業務
- 遺言執行者の相続財産の管理における注意点
- 遺言に「遺贈」が定められている場合の遺言執行者の業務
- 遺言執行者が受遺者の選定を委託された場合
- 遺留分侵害額請求がされた場合
- 遺言無効の主張があった場合
- 遺言執行費用・遺言執行者の報酬

第4 遺産管理人

- 遺産管理人の選任手続
- 遺産管理人の地位・職務、権利・義務

第2編 財産別の管理・承継

第1章 土地等の管理・承継

- 土地の調査・管理

【ケース】

隣地との境界争いがある土地

- 土地の評価
- 土地の承継
- 貸地・貸家の管理・承継
- 使用貸借権付土地の管理・承継
- 抵当権付土地の管理・承継
- 田・畑の管理・承継
- 山林・保安林の管理・承継
- 崖地・道路・公園・共同墓地・境内地・牧場・原野・雑種地の管理・承継
- 海外不動産の管理・承継

第2章 建物、構築物、附属設備の管理・承継

- 建物の評価
- 建物及び附属設備の管理・承継
- 空家の管理・承継
- 借地権付建物の管理・承継
- 借家等の管理・承継
- 配偶者居住権・配偶者短期居住権付き建物の管理・承継
- 文化財建造物である家屋の管理・承継

第3章 動産の管理・承継

- 動産の管理・承継

【ケース】

形見分けと遺産分割・遺言執行

- 自動車、バイク、船舶、航空機の管理・承継
- 銃砲刀剣類、貴金属・宝石、書画骨とう品の管理・承継
- ペットの管理・承継
- (集合) 動産譲渡担保の管理・承継

第4章 現金・預貯金等の管理・承継

- 現金の管理・承継
- 電子マネーの管理・承継
- 暗号資産（仮想通貨）の管理・承継
- 暗号資産（仮想通貨）のマイニングの管理・承継
- 預貯金の管理・承継
- 名義預金の管理・承継
- 海外口座の管理・承継

第5章 有価証券の管理・承継

- 株式・出資の管理・承継

【ケース】

株式の配当金支払請求権を管理する場合

- 信用取引による株式の管理・承継
- 名義株式の管理・承継
- デリバティブ取引の管理・承継
- 出資金の管理・承継
- 投資信託（MRF・MMF）の管理・承継
- 投資信託（MRF・MMF以外のもの）の管理・承継
- 公社債の管理・承継
- 商品券、各種プリペイドカード、ポイント等の管理・承継

第6章 生命保険金・損害保険金等の管理・承継

- 生命保険契約により支払われる保険金の管理・承継

【ケース】

生命保険等の死亡保険金と特別受益

- 生命保険契約の満期保険金の管理・承継
- 生命保険契約に関する権利の管理・承継
- 損害保険契約に関する権利の管理・承継
- 共済

第7章 知的財産権の管理・承継

- 著作権等の管理・承継

【ケース】

被相続人の著作権・著作隣接権の侵害行為や、生存していれば著作者人格権侵害となるべき行為への対応

- 商標権等の管理・承継
- 特許権・実用新案権・意匠権の管理・承継
- 知的財産権の相続における評価

第8章 デジタル遺産の管理・承継

- SNSの管理・承継

【ケース】

相続人らが故人のSNSアカウントへアクセスすることができるか

- 電子データの管理・承継
- サーバ、ウェブサイトの管理・承継

第9章 請求権の管理・承継

- 未受給の国民年金や遺族年金（遺族給付）の請求権の管理・承継
- 税金の還付金請求権及び高額医療費の支給を受ける権利並びに高額介護サービス費の支給を受ける権利の管理・承継
- 財産分与・慰謝料請求権の管理・承継
- 扶養料請求権・生活保護受給権の管理・承継
- 損害賠償請求権の管理・承継
- 遺留分侵害額請求権の管理・承継
- 貸金債権の管理・承継
- 有料老人ホームの入居一時金返還請求権の管理・承継

第10章 債務等の管理・承継

- 借入金債務の管理・承継

- 保証債務の管理・承継
- 連帯債務の管理・承継
- 罰科金の債務の管理・承継
- 相続財産に関する費用の管理・承継
- 消滅時効期間が経過している債務の管理・承継

【ケース】

相続開始後、消滅時効期間が経過した治療費・入院費等の診療費を管理・承継する場合

- 社会福祉施設の措置費・生活保護費返還債務の管理・承継
- 税金債務の管理・承継

第11章 契約上の地位の管理・承継

- 売買契約上の地位の管理・承継
- ゴルフ会員権の管理・承継
- リゾート会員権の管理・承継
- 建物建築請負契約上の地位の管理・承継
- 持分会社退社に基づく持分払戻請求権等の管理・承継

【ケース】

持分会社の社員がいなくなった場合の清算手続

- 匿名組合員の地位の管理・承継

第12章 祭祀財産の管理・承継

- 祭祀財産の管理・承継

【ケース】

葬儀費用の負担者

- 遺体・遺骨の管理・承継

【ケース】

献体登録がある場合の遺言執行等

- 墓地の管理・承継

【ケース】

離檀と墓地使用の可否

【ケース】

墓じまいする場合

- 香典・弔慰金の管理・承継

索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。